



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST

TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

確定申告の誤解あれこれ

さて、確定申告の季節です。税理士法人としてこの話題に触れないわけにはいきませんよね（笑）。よく、給与所得の方が副収入を得たときに「年間の所得額が 20 万円以下の方は、確定申告の必要がありません。」という解説が書かれている、いわゆる 20 万円ルールがあることをご存じの方も多いと思います。平成 23 年分からは公的年金所得者にも「他の所得の金額が 20 万円以下だと確定申告不要」となる制度が導入されました。

これら 20 万円ルールで誤解しないでいただきたい点は、あくまでも「確定申告をしなくてもよい。」というだけであって、何らかの理由で確定申告をしようとする場合は、これら少額の所得も確定申告書に計上しなければならないということです。例えば、住宅所得等控除や医療費控除を受けようと思っただけで確定申告をする場合に、財テクで得たプラチナ積立の 15 万円も雑所得として申告が必要になります。この辺りの言い回しが、税法が難しいと言われる所以かもしれません。「確定申告が必要ない。」というのは「確定申告に含めなくてよい。」とは違うのです。ですから上記の例の場合、医療費控除額と 15 万円の雑所得を加味して、申告をした方が得か否か考慮する必要があります。

確定申告書の提出期間ですが、確定申告義務がある方、具体的には個人事業や不動産賃貸をなさっている方等は 2 月 16 日から 3 月 15 日までです。一方給与所得者の医療費控除などのように「義務ではないが申告してもよい人」にはもともと期限の概念がないため、年明け早々から税務署がその申告書の受理を、実務上行っているという慣行がありました。それを追認する形で平成 23 年度から「確定申告提出義務のある者の還付申告」についても、翌年の 1 月 1 日から提出ができることと改正されました。もちろん 1 月 4 日のご用始めまで税務署は開いてませんので、実質受理は 4 日からになります。日曜に税務署に行って「閉まっていた！」と怒ってる方もいましたので、念のため・・・

法人税における贈与問題の最近の拡大

平成 22 年度改正で導入されたグループ法人税制により、例えば 100% 親子会社間で行われた贈与について、支払法人において損金不算入となる一方受贈法人においては益金不算入となり、税務上は課税関係を発生させることなく資金の移動が可能となりました。99% 親子会社間の贈与の場合は、従来通り、法人は利益追求マシーンとの前提に立ち、支払法人においては一定の限度額を超えた部分は損金不算入となり、受贈法人では益金に算入されます。100% 親子会社の場合だけにこのような取扱を認め、それ以外の親子会社の場合には認めない税務上の割り切りです。又、株式の有利発行の場合にも、時価より低い価格で第三者に対して株式を割当てた場合には、株式を時価より低い価額で取得した法人は、その取得価額と時価との差額は株式発行法人からの受増益と認識されますが、発行法人においては資本取引なので寄付金を認識することはありません（海外取引の場合の例外を除いて）。その場合に、従来の株主の経済価値が、時価より低い価格で第三者に株式が割り当てられるため、株価の希薄化が起り従来の株主から新株主にいとも簡単に経済価値が移転して贈与の問題が発生していますが、従来の株式を保有している法人において、評価損を認識しているわけでもないのに、寄付金否認の問題は発生しません。ただ、発行法人が同族会社で、従来の株主、第三者の株主の双方が個人の場合には、法人税ではなく贈与税の問題として課税が行われるだけです。更に、非適格合併であれば、被合併法人の保有していた資産・負債を合併法人の譲渡したものとして譲渡損益を認識するとともに、その対価として交付される合併法人の株式の価値との間に差があれば、寄付・贈与の問題が視野に入りますが、100% 親子会社間の場合には先のように寄付・贈与で課税は認識されませんし、又、適格合併の場合には、例え合併比率が適正でなくても適格・非適格の判定には無関係なため、資産・負債の価値と対価としての合併法人の株式の価値に不均衡であったとしても、帳簿価額による資産・負債の引継ぎを通して損益が認識されないため、贈与の問題が潜在化してしまうのです。